



第10回会合における構成員からの主なご意見

2022年4月22日
事務局

1 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正

- 電気通信事業ガイドラインを総務省と個人情報保護委員会で共管するという一方で、それ自体は反対するものではなく、その方が良いと思う。ただ、民間企業でも担当組織が2つになると概して足が遅くなるが、特にITまたICTの分野は、技術動向や諸外国の動向が非常に速い分野であるため、2つの組織が関わることで、制度変更に関わるのが遅くなったりしないよう、留意いただきたい。

【佐藤構成員】

- パブリックコメントに寄せられた事業者からの御意見を見ていると、電気通信事業法に対する一般のイメージと、今回のガイドラインとの間で若干の違和感を覚えるところがあるのではないかと思う。電気通信事業法は、電気通信設備を持つインフラに近い事業者向けのガッツリとした業規制で、監督官庁が行為規制と細かい規則を定め、違反すると行政処分というイメージで捉えている人が多いと思う。執行権限のある総務省が出すガイドラインなので、違反すると罰せられると受け止められるのかと思う。

定義が法とは少し違っていたり、「望ましい」という位置付けの記載もあり、全体が法規制と同レベルの規律というわけではないことはよく読めば分かる。プライバシーポリシーに関する部分や位置情報に関する部分など、全ての事業者に参考にしていただきたい内容もかなりあると思うため、これは電気通信事業を営む者の義務を強化するのではなくて、様々な事業者がプライバシーガバナンスを実現するに当たって、参考として役に立つものであるというような広報の仕方をしていただきたい。

モニタリングという言葉も、監督権限の行使という印象がなくもないので、「望ましい」というレベルの事項について実態を継続的に調査して今後に活かしていくということが伝わるように、本当はモニタリングという言葉ではない方が良いのかもしれないなと思ったが、もう今さら変えられないだろうから、モニタリングの御説明のところでは工夫した方が良いのではないか。【沢田構成員】

2 利用者情報の取扱いに関する諸外国の動向

- これだけの調査をしていただいた上で、我々がこの資料をどう受け止めるのかというところが次の課題になってくるかと思う。
考えなければいけないことがあるとして、例えば資料2の91ページのところでISP事業者の立場に関する議論があり、こうした部分というのは通信の秘密に直結するようなところであるため、日本の事業者においてこうした問題が起きないと私は信じているが、総務省を中心として実態がどうなっているのかということは調査していただきたい。【佐藤構成員】
- 全体の電気通信事業法の改正に関わるところに関してコメントさせていただきたい。電気通信事業の、例えば通信の秘密やプライバシーに関わるところというのは、例えが良いのかどうか分からないが、自動車の排気ガス規制に近いところがあり、アメリカでは1970年代にマスキー法がつくられ、ホンダを先駆けとした日本の自動車会社はそれに積極的に対応することで日本の自動車メーカーの地位をつくり、一方、米国の自動車メーカーはそれに後ろ向きだったために、当時は最新の技術を持っていたが、どんどん衰退していった。
ヨーロッパやアメリカの方が規制が厳しい中で、どうやるのかということ各事業者が真剣に取り組んでいるということは、それだけ規制に対応することにもイノベーションが必要であり、彼らはイノベーションを重ねてきている。一方、日本は緩い規制、排ガス規制で言うと緩い排ガス規制を施行してしまったために、イノベーションが遅れてしまう事態を考えなければいけない。また、EUにしても、米国にしても、規制の方法に関しては、もうかなりはるか先に行っているという状況が今回の調査で非常に見えてきた。どのようにキャッチアップしていくのか、またイノベーションというものをどのように適切に進めていくのかということ、もう一度初期段階に立ち戻って議論していかねばならないのではないか。【佐藤構成員】

2 利用者情報の取扱いに関する諸外国の動向

- 佐藤構成員のお話を伺っていて、全くごもつともだと思った。日頃から少し感じているところもあるので、賛成であるということを申し上げたい。

日本の場合、特に突出して緩くなっているのが制裁に関するところである。個人情報保護法については前回の改正でも検討されており、例えば罰金の上限額が上がるということが若干はあったが、制裁金や課徴金等を導入するということには至らなかった。その結果として、例えばそういった制裁と紐付けてインセンティブのスキームをつくるといった制度デザインができない状態になっている。

他方で、何千億円も課徴金、制裁金がかかるような米国で、どんどんイノベーションが達成されているということは、佐藤構成員の御指摘どおりで注目すべきところである。規制を強化すると、二言目にはイノベーションということで反対される。もちろんイノベーションは非常に重要であるが、果たして規制強化とイノベーションというのは、本当に関係があるのか。さらに言うと、イノベーションという言葉の意味が、私が理解しているところと、ほかの文脈で伺うところと違っているのではないか。【森構成員】

- 制裁なども含めて、日本は規制が緩いという話はまさにそのとおりかと思うが、それでは、どのような規制の在り方であったらイノベーションを阻害せずに適切に目的を果たせるかということは、それぞれの法制の中で考えるべきである。個人的には、EUのやり方というのは、細かいことを色々決めていくが、何となくユーザーのニーズに合っているか見えないというか、役人がつくっているというか、規制当局の視線でしか情報としては入ってこないため、本当にこれでEUの利用者が幸せになれるのかという疑問を持っている。その一方で、アメリカFTCのやり方は、この説明では利用者に伝わらないのではないかと、やっていることと言っていることが違うのではないかと、など実務に根差して改善を促すという現実的な方法をまず取っているように見える。制裁がないということではなくて、FTCは制裁も課せし、民事訴訟も消費者の代わりにできる。最後の砦として、きちんと機能しているという点が羨ましいと思う。【沢田構成員】

2 利用者情報の取扱いに関する諸外国の動向

- 佐藤構成員と森構成員がおっしゃっていただいたことは非常にそのとおりだと思う。特にエンフォースメントに関するところでは、やはり、比較的この分野、GDPRが厳しく、アメリカが緩いというようなイメージがあるが、例えば、和解という形だが、2009年のFTCによるFacebookの制裁金5,000億円一つ取っても、おそらくGDPRのエンフォースメント制裁金を全部足したものよりも多いくらいである。
規制の多層性というところに関して、やはり日本では、利用者情報はできるだけ個人情報保護法1本でやっていくべきだという議論もあることは承知しているが、ヨーロッパやアメリカを見ても、本日御提示いただいている法案等に加えて、非常に多数の州法のネットワークというところを含めて、やはりかなり多層的な、まさに様々な法制に基づく規律の中でイノベーションを進めているところである。そのような中で、やはり私自身は、我が国としても利用者情報の保護というところに個人情報保護法、あるいは必ずしも電気通信事業法だけにとどまるわけでもない、しっかりとした各法目的の組合せということをつくり上げていくことが重要なのだということ、今回の示唆としても改めて感じた。【生貝構成員】
- 最初に佐藤構成員がおっしゃられたことと似たような話であるが、やはり説明を聞いていると、日本とは違う世界の話なのではないかという気がしてきてしまう。実際にはオンラインで、特に違う世界で起きていることに対するヨーロッパやアメリカの対応ではなく、同じ世界の中で、先ほどイノベーションという話もあったが、イノベーション含めてビジネスで戦っている中で起きていることであるという認識が必要だと思う。
その中で、なぜこのような動きを、ヨーロッパ、アメリカはしているのかというところを、きちんと正しく認識をして、日本においてもどのようにアクションを取っていくのかをきちんと考えていく必要があると思う。【太田構成員】

2 利用者情報の取扱いに関する諸外国の動向

- いわゆる青少年保護やセンシティブデータの保護というのを行動ターゲティング広告などの中でどのように考えていくか。アメリカの中でも、監視広告禁止法を含めて御紹介をいただいたところであり、また、デジタルサービス法の中でも、まさしく議会修正で、子どもやセンシティブデータに関するターゲティング広告というものに対する追加的な規律というものが可決されていたところかと思う。

別の文脈では、先ほど穴戸主査も御言及いただいたKids Online Safety Actのような、新たな青少年保護の在り方、そして、レコメンダーやプロファイリングといったようなものが持つ、まさに青少年のパーソナルデータの取扱いというところは、我が国ではあまり議論されていなかったところかと思う。また、それからセンシティブデータ一般を利用したプロファイリングは、日本だと、例えば、今度導入される個人関連情報に関しても、比較的、情報の性質には、さほど着目しない規律というものが導入されるところかと思うが、やはりリスクベース、センシティブベースといったようなところをどのように考えていくかというのが、今後の運用を含めて重要になるのではないか。【生貝構成員】

- 例えば、ヨーロッパを見ていく上でも、本日非常に広範に御紹介いただいたが、それ以外にも様々な法制の議論が進んでいるところである。1つは、デジタルサービス法とセットのデジタル市場法の中でも、データの様々なソースに基づく組合せに関する一定の規律やデータポータビリティのようなところが含まれるが、当然、法目的というのは全く同じではなく、まさしくそういった切り分けや、どの法とどの法で、この規律全体をつくっていくのかということをよく考える必要がある。それからもう一つ、ヨーロッパで、2022年2月23日にデータ法という非常に包括的なデータの流通と利活用に関する法制が提案されており、非常に大きな議論を呼んでいるところである。この法制というのは、IoT端末から生成されるデータ一般というものに対して、企業ユーザーか個人ユーザーかを問わず、自らのデータへのアクセスと、そのポータビリティというものを認めていこうということが一つの柱になっている。このような電気通信に関するデータについて、保護と利用というものをどのように考えていくかという点でも示唆が大きいところかと思うため、併せて今後の展開をよく注視していく必要があるのではないか。【生貝構成員】

2 利用者情報の取扱いに関する諸外国の動向

- 各種立法の目的について、生貝構成員からも御指摘があったところだと思うが、整理した形で教えていただきたい。

というのも、盛りだくさんな内容であるが、このような資料を、企業の方や消費者の方が見ると、圧倒的なボリュームにたじろぐということもある気がする。要するに、どのような関係で、こういった仕組みがつけられているのか、やはりこれらの海外の立法というのを、それぞれの立法目的に応じて体系的に整理して考えていく必要があるのではないかと思う。

例えば、ダークパターンの規制というのは、プライバシー保護の問題なのか、それとも消費者の自己決定の保護の問題なのか。行政的にいえば、例えば、プライバシーということになれば個人情報保護委員会や総務省なのかもしれないが、消費者の自己決定の保護ということになれば消費者庁の問題かもしれない。そのような意味で、やはりここも複雑に絡み合ってくるという気もしている。ターゲティング広告を規制するアメリカの監視広告禁止法も、これが果たしてプライバシーの問題なのか、それとも自己決定の問題なのか、あるいは民主主義の問題なのか。ここも立法目的が複層的にあるのだらうと思う。生貝構成員御指摘のデータポータビリティ権についても、競争法的な目的も入ってくるということになると、かなり複雑になっているのかと思う。

結局、法制度の目的とは何か、何を実体的に保護しようとしているものなのかという説明がないままに、具体的な取組のレベルを見せられてしまうと、ミスリーディングな部分も出てくると思うとともに、これらを日本にコピペしようとする非常に複雑になってしまい、いびつな感じで体系性を失ってしまうということにもなるかと思う。

繰り返しになるが、先ほど古谷構成員がおっしゃったように、特に権利として、それぞれが何を保護しようとしているのかということを見ていくことが、消費者の保護やプライバシーの保護にとっても、イノベーションにとっても、重要かと思う。この部分が明らかにならないと、どちらも進まないということになってくるのではないか。

EUは、憲法レベルの基本権というのが根っこにあって、各法のファインディングスのレベルでも、常に上位の基本権への参照、言及が見られるところである。米国においても、おそらくシビルライツ、公民権との関係が常に意識されていると思う。日本というのは非常にプラグマティックで、事案ベースの、下から問題が起きて対応するという感じになるため、柔軟性という点ではポジティブであるが、やはり今後少し体系的に考えていかないと、とにかくむちゃくちゃになってしまうという懸念はある。そのため、目的を今お分かりの範囲で少し整理した形で教えていただければと思う。【山本主査代理】

2 利用者情報の取扱いに関する諸外国の動向

- グローバルの潮流に合わせなければ、イノベーションもガラパゴス化すると思う。同じ規制の中で、これに対応するイノベーションが起こり、これがグローバルに広がっていく。世界の潮流と合わない規制では、取り残されていくことになる。規制緩和だけでなく、規制の潮流に合わせる事が重要。【寺田構成員】
- 経済産業省のガバナンスイノベーションに関する検討に関する議論においては、今後のイノベーションと両立するための規制ということで、事業者のコンプライン・アンド・エクスプレインを求め、そのために実効性を確保するための課徴金制度の活用を提言するという議論をしていたと記憶。そのような議論は、そのまま、現在デジタル臨時行政調査会で取りまとめられたデジタル原則においても、実効性確保の手段として、課徴金制度、制裁金制度の活用なども挙げられていたと思う。そのような規制スタイルのスマート化と併せて、このような利用者情報の保護について、日本らしい、しかし、世界の潮流に合ったやり方を実現していく。そういった観点から個人情報保護法を司る個人情報保護委員会と電気通信事業法を所管する総務省とでの適切な連携が、やはり求められる状況だろうと思う。その役割分担、連携等も含めて、山本主査代理が御指摘されたような、最終的にどのような権利、あるいは公益を実現していくために、どのような規制及び規制主体、規制手法を適切に組み合わせていくのかということは、一省庁の議論だけではなかなか難しいかもしれないが、様々なところで、そのような議論を積み重ねていって、組み合わせていくということが必要であり、今後の本ワーキンググループでも、そのような議論ができれば良いのではないか。【宍戸主査】

3 利用者に関する情報の外部送信の際の措置について

規律全体について

■ 先ほどヨーロッパの規制やアメリカの規制など、非常に細かく詳しく御説明いただいたところに関して、アメリカの行動ターゲティング広告やCookieの規制などについて、かなり積極的な姿勢が見られるということも踏まえて、今後、検討を進めていくと良いと思う。【石井構成員】

■ 法目的について、山本主査代理や生貝構成員から御指摘のあった点であるが、立法目的については、ヨーロッパは人権保障、基本権としてプライバシーを捉えていて、eプライバシー規則案は特別法の位置付けになると思う。アメリカはFTC法第5条を間借りする形で、消費者のプライバシーを保護するという位置付けで今までやってきているとともに、カリフォルニア州のプライバシー保護も消費者保護の趣旨で、個人情報販売を止めるとか、そういったルールが入っていたりするため、消費者保護と人権保障というのは大分違った性質のものではあると思う。

それを踏まえて、日本がどのような利用者情報を保護し、特に個人のプライバシーとの関係でいかなる趣旨で利用者情報を保護するのか、利用者情報の保護がどのような性質、背景を持った概念であるのかということについて、できれば、本ワーキンググループの中で1回議論してみると良いと思う。

私の個人的な見解としては、消費者保護の領域でプライバシー保護の考え方が発展してきたわけではなく、憲法学の方で発展してきた議論を踏まえて日本では制度化されていると思うため、考え方としては、ヨーロッパの人権保障という趣旨になじむ制度になっているはずだと思う。【石井構成員】

■ 石井構成員の御指摘と関わるが、こういう話となると、例えば、どんな行為に対してどのような規制をするのかという、比較的各論的な議論になるが、省令とはいえ、やはり消費者や業者に対して基本的な考え方や、そもそもこういうことが求められるということを明確にしておくことが、単に省令をつくって制度をつくったというその先で、どう啓蒙するかということにも影響してくるため、やはり個々の省令というよりは、広い議論が必要ではないか。【佐藤構成員】

3 利用者に関する情報の外部送信の際の措置について

規律全体について (続き)

- 石井構成員からも御指摘があったが、利用者保護の目的は、ある種、複合的な部分もあろうかと思うため、それを踏まえた議論を行い、また、その観点から見たときの、この法の求める枠内でのベストプラクティスが、どういうところにあるべきなのかということも含めて、引き続き民間事業者の方々の御意見などを丁寧にお伺いしながら、議論させていただきたい。【穴戸主査】
- 全体を見ると、やはり情報という単位で様々な規律が書かれようとしているが、もはやそれでは苦しく、結局、データ処理という単位で規律を書いていったほうが良いと思うので、そのような形に表現を倒せるように御検討をお願いしたい。
そのデータ処理というのは、結局、本日も何度も出てくるように、情報を何の目的でどのように使うのかというようになるわけである。そのため、例えば、この下に、措置を不要な情報というように書いてあるが、措置の要・不要というのは情報単位で決まるわけではなくて、データ処理で決まることであると思う。
【高橋構成員】
- 高橋構成員が既におっしゃられたが、実は外部送信をする情報というものも色々あり得、例えば、サービスそのものに、それを実現する上で必要な情報を必要なところに送信する場合もあれば、そうでないケース、例えば、広告のために情報を送信するようなケースもあり、その辺りは分けられるような形の制度設計がもしできるのであればそのほうが良いと思う。その辺も含めて議論したい。【佐藤構成員】
- 同様に情報の種別に関して言うと、先ほど株式会社野村総合研究所の南島様から色々御説明があったが、海外、特にアメリカであると、未成年者の情報に関しては非常に厳しく扱っていたり、また、ヨーロッパであると、いわゆる要配慮情報に関して非常に厳格な規定を置いていたりするため、そうした情報の種別も今後いろいろ議論していただき、省令は対象だけでなく、今後の利用者情報全体に係るようなところも含めた形で議論ができればと思う。【佐藤構成員】

3 利用者に関する情報の外部送信の際の措置について

<p>規律の対象について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規律の対象として、利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務の提供をする者に限るというところについて、対象を明確にするという意味で、このような記載があるということであり、さらに絞って対象を少なくしていくというものではないということは明確にしていきたいと思う。 【太田構成員】 ■ 規律の対象のところの※2であるが、電気通信事業者又は第三号事業者で、利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして、省令で定める電気通信役務を提供する者に限るということで、ホワイトリストになっている。しかし、これに関しては、もともと電気通信事業者又は第三号事業者を営む者という、そもそもの規律の対象に対して、本当にそれだけでいいのか、本当は全ウェブサイトなのではないか、私も実はそういう意見だが、そういう御意見もかなりあった。そのため、それほど限定的に考えることなく、ホワイトリストになっているとしても、不必要に限定せず、例えば、利用者数でということにいけるのかということ、利用者数は少なかったとしても、非常に機微な情報を取り扱っているウェブサイトの閲覧履歴であるというようなこともあるため、柔軟に、あまり制限しない方向でしていくべきではないか。【森構成員】
<p>規律の内容の並列関係について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外部送信の規律の内容について、外部送信の際に、通知又は容易に知り得る状態に置く、あるいは同意を取得、オプトアウトのいずれかの措置を取ることというような形になっているが、このうちの通知又は容易に知り得る状態というのは必須にするべきだと思う。 例えば、ISO/IECの29184、オンラインにおけるプライバシーに関する通知と同意ということでも、まずPIIの収集については、通知はどんな場合でも必須であるとされており、その上で同意が必要な場合は同意を取るといったような考え方になっている。どのような場合であっても通知は絶対に必須にするべきで、そうでないと、例えば、同意やオプトアウトでも、よく内容が分からないうちに、それがされてしまうというのは非常によくないと思うため、3つ並列ではなく、通知又は容易に知り得る状態というのは必須であるべきだと思う。 【寺田構成員】

3 利用者に関する情報の外部送信の際の措置について

規律の内容の 並列関係について (続き)

- 通知又は容易に知り得る情報に置く、同意を取得、オプトアウトの3つは並んでいるが、条文の書き方としては、同意を取得していたり、オプトアウトの措置を取っていれば、通知又は容易に知り得る状態に置くことをしなくても良いというようになっていると思うため、素直に読んでしまうと、資料3の8ページの同意取得のところは、すごく簡単に書かれていて、その情報が送信先の電気通信設備に送信されることについて利用者が同意しているということだけを記載していれば、通知も知り得る状態にすることもしなくて良いというような書き方で、それがそのまま伝わってしまうと、何か取りあえず同意ボタンを出しておいて、別に説明しなくてもいいやとなってしまうのではないか。きちんと総務省令やガイドラインで定めていかなくてはならないと思う。
【太田構成員】
- 利用者に関する外部送信の規律のところ、(1)・(2)・(3)で、通知又は容易に知り得る状態に置くことと、同意を取得すること、オプトアウト、それぞれに性格が違うものを並べてしまっている面があると思う。この法案は法案として、今回制度の見直しをきちんと行っていただくということを前提として、それぞれの適用の仕方というか、本来的には同意を取ることが望ましいとは思いため、できるだけ同意を取得する本来筋を維持できるような整理をしておく必要はあるのではないか。【石井構成員】
- 寺田構成員と太田構成員の御指摘の点、全くごもっともと思っており、条文上、確かに「通知し、又は容易に知り得る状態にする。ただし、同意がある場合、オプトアウトは除く」というように第27条の12はなっているが、同意とはこのような意味であり、オプトアウトとはこういうことが前提であるという形で、あらかじめ情報をしっかり利用者に見てもらおう状態にしておくことは可能だと思うため、ぜひやるべきだと思う。【森構成員】

3 利用者に関する情報の外部送信の際の措置について

規律の内容について

- 規律の内容について、通知又は容易に知り得る、同意、オプトアウトと並んでおり、例えば、この場合には、必ず同意を取りなさいというようなことは、条文上できないわけだが、やはり同意を取る必要が高い場合、通知だけで良い場合というのはあると思うため、事務局からベストプラクティスのお話もあったが、何らかの形で示していれば良いのではないかと。【森構成員】
- 規律の内容のところ、通知すべき内容に、どういったものがというだけではなく、利用目的が入っていない。利用目的というのを必ず通知の中に入れるべきだと思う。そうでなければ、ただ情報を捉えています、これを送信しますというだけとなり、利用者側で何がされているというのがよく分からないということになる。そのため、この点も必須で、必ずこの中に入れておくべきだと思う。【寺田構成員】
- 通知又は容易に知り得る状態に置くというところで、もともとの報告書の通知又は公表から少し変わっていると思う。公表というのは、公表しないといけないと思うが、容易に知り得る状態に置くというのは、公表していなくても、何か問合せがあった際に、すぐに答えれば、それで良いというような違いがあったと思っており、そこに対して、気になる方はお問合せしてくださいで終わってしまうということになりかねないなというところを、いかにきちんと有効性のあるように知り得る状態に置く、又は通知するのかというところを担保する必要があると感じている。【太田構成員】

3 利用者に関する情報の外部送信の際の措置について

措置を取ることが 不要とする情報について

- 資料3の8ページの「措置を取ることが不要とする情報」において、First Party Cookie等と書かれているが、説明があったとおり、同じ電気通信事業者又は第三号事業者に送信されるものであって、First Party CookieもGoogleアナリティクスはFirst Party Cookieでトラッキングをしているが、それはGoogleにFirst Party Cookieに書かれている値が送信されているため、対象にならない。Googleアナリティクスの場合は、①に該当するかどうかというところは、これから議論をする必要があるということで、First Party Cookieを使っているから②に該当するというふうには伝わりたくないと思う。【太田構成員】
- 資料3の8ページの「措置を取ることが不要とする情報」②関連のことで、これはCookieを指しているのか、Cookie IDを指しているのかというのを、少し質問しておきたい。条文案に関しても、識別番号というようにはっきりと書かれてしまっていて、Cookie全体を識別信号と表現できなくもないと思うが、少し狭いかと思う。Cookieというのは、識別IDも含めた、様々な情報を放り込める箱のようなものであるため、細かいが、質問したい。【高橋構成員】

4 今後の検討の進め方について

- 本日の最初の議題であるパブリックコメントのところにも係る、少し全体的なところであり、かねてから少し私自身関心を持っていたところであるが、今回、特にACCJ様から非常に充実した有意義な御意見を出していただいております、御説明をいただいていた電気通信事業法との関わりでも、様々御意見をいただいたというように、報道等を含めて、仄聞しているところである。

他方で、私自身、この分野について様々関わっていても、ACCJ様という団体は、まさに本ワーキンググループ及び親会を含めて、非常に重要な事業者である海外のプラットフォームからの御意見という性質が強いのかとは想像するが、正確に理解できていない部分がある。これは今回、御意見を出していないアジアインターネット日本連盟（AICJ）様も同様である。そのため、おそらくこのような検討会の外で様々な形で御覧になっている国民一般からすると、もっとよく分からないのだろうと、何となくアメリカから意見が来ているというくらいに見えるのだろう。やはり1つは、どういった人たちの間で対話がなされて、こういう立法や、あるいは制度の議論が行われているかが社会一般に広く伝わるのは、すごく重要であるとともに、特に団体様のような組織というのは、官民の共同規制を進めていく上でも非常に重要なパートナーという位置付けも有するわけである。

個人的に、まさに御意見を出していただいている団体様が、自主規制的なことを行う組織なのかどうかということも、きちんと理解できていない部分があるが、そういった中で、まさしく今までのモニタリング等でも、個社様から御出席いただいております、非常に有意義なインプットを頂戴しているところであるが、まさに非常に積極的に、この分野に対する意見を出していただいている、今申し上げた団体様からの御意見をいただいて、どういった性質の、どういったお立場で、議論に御参画いただいているのかということを少し御説明いただく機会をいただいても良いのではないかと。【生貝構成員】

- 生貝構成員の、団体の依って立つところはどうなのかということも、確かに一度御説明いただいたほうが良いと思う。特に今回、プラットフォームサービスに関する研究会から電気通信事業ガバナンス検討会にお渡しする形で、外部送信についての法改正というのは進んだわけだが、その中で、政策決定や立法手続における、ここでどのような法律改正をするのかということを決めていく過程のプロセスの適切さといったことも議論になり、また、マスメディア等で取り上げられたところではなかったかと思う。そういった政策決定過程の適正さといったことについての目配りもしつつ、お進めいただきたい。【森構成員】